

第70回 定時株主総会 招集ご通知



株式会社セキチュー

証券コード 9976

日時 2021年5月13日（木曜日）
午前11時

場所 群馬県高崎市柳川町70番地
ホテルグランビュー高崎
3階あかぎ

❗感染拡大防止の観点から、本年は株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

❗新型コロナウイルスへの対応についてはP2「新型コロナウイルス感染防止の対応について」をご確認ください。

株主総会ご出席者への「お土産」の配布を取り止めさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第70回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
計算書類	18
監査報告書	32
株主総会参考書類	35
議案 剰余金の処分の件	

株主各位

群馬県高崎市倉賀野町4531番地1

株式会社セキチュー

代表取締役社長 関 口 忠 弘

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。
なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年5月12日（水）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月13日（木曜日）午前11時（受付開始予定午前10時30分）
2. 場 所 群馬県高崎市柳川町70番地
ホテルグランビュー高崎 3階あかぎ
(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第70期（2020年2月21日から2021年2月20日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
議 案 剰余金の処分の件
議案の概要は、後記の「株主総会参考書類」（35頁）に記載のとおりであります。

以 上

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上のサイト（<http://www.sekichu.co.jp>）（IR情報）に掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止の対応について

<株主様へのお願い>

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年は健康状態にかかわらず株主総会当日のご来場をお控えいただきたくお願い申し上げます。
- ② 議決権の行使は、可能な限り書面（郵送）による方法をご利用ください。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年5月12日（水）午後6時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。
- ③ ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用をお願い申し上げます。また、感染予防措置として、受付前でのアルコール消毒、検温を予定しており、発熱のある方、体調のすぐれない方の入場を制限させていただく場合があります。
- ④ 時間短縮のため、株主総会の進行につきましては、報告事項の読み上げ等の内容を省略させていただく場合もございますので、事前に招集通知の確認をお願い申し上げます。

<接触感染リスク低減のための当社の対応>

- ① 運営スタッフは、事前に体調確認の上、マスクを着用して対応させていただきます。
- ② 会場内は、株主様に可能な限り間隔を空けてお座りいただくよう、座席を配置いたします。
- ③ お土産の配布は、中止させていただきます。

なお今後の状況によりましては、会場等を変更する場合がございます。順次当社ホームページに掲載させていただきますのでご確認の程よろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年2月21日から
2021年2月20日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大により、経済活動に大きな制約を受け、非常に厳しい状況で推移いたしました。今後については、一部経済活動再開の動きがみられるほか、ワクチン接種の開始により感染拡大が収束していくことが期待されるものの、依然として先行きは不透明な状態が続いております。

ホームセンター業界におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による「巣ごもり需要」により関連商品の売上高は伸長いたしました。業種・業態の垣根を越えた顧客獲得競争がますます激化しており、依然として厳しい経営環境にあります。

このような状況のもと、当社は、＜「全員参加」～皆で現状のやり方、考え方、ルールを改め地域密着型の店舗・会社をつくる～＞を当事業年度のテーマに掲げ、お客様の期待を上回る商品とサービスの提供をおこなうべく、見直しを進めてまいりました。

当事業年度の取組みとして、まずはコロナ禍でのお客様の需要に応えるべく、従業員のマスク着用や定期的な消毒の実施など、安全対策を最優先としながら営業活動を実施してまいりました。

店舗政策におきましては、1店舗で「DIY・資材館」の増設をおこなった他、複数店舗で改装を実施し、市場や地域に合わせた売場への変更をおこない、またトイレや舗装等の改修をおこなうことで、お客様により安心・安全にご利用いただける店舗へと変更いたしました。

当事業年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、衛生用品や「巣ごもり」関連用品等、幅広い部門で売上高が大きく伸長いたしました。

商品部門別には「DIY用品」は、金物・工具部門、園芸関連部門が好調に推移し、売上高は157億7千7百万円(前期比7.9%増)となりました。

「家庭用品」は、日用品・家庭用品部門、家電部門が好調に推移し、売上高は107億7千8百万円(前期比9.2%増)となりました。

「カー用品・自転車・レジャー用品」は、レジャー・スポーツ部門は好調に推移したものの、食品部門、文具部門、灯油部門の販売が低調に推移し、売上高は49億7千9百万円(前期比5.9%減)となりました。

「その他」の部門は、ダイソー部門の売上等が増加し、売上高は3億6千9百万円(前期比11.0%増)となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は319億4百万円(前期比5.9%増)、営業利益は9億8千9百万円(同110.9%増)、経常利益は10億2千3百万円(同87.8%増)、当期純利益は、6億2千6百万円(同116.9%増)となりました。

商品部門別売上高

(単位：千円)

商品部門別	期 別	第 69 期 (2020年2月期)		第 70 期 (2021年2月期)		前期比
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
			%		%	%
D I Y 用 品		14,622,081	48.6	15,777,734	49.4	7.9
家 庭 用 品		9,868,728	32.8	10,778,122	33.8	9.2
カー用品・自転車・レジャー用品		5,294,113	17.6	4,979,139	15.6	△5.9
そ の 他		333,227	1.1	369,945	1.2	11.0
合 計		30,118,151	100.0	31,904,942	100.0	5.9

(注) ホームセンター事業の各部門の構成内容は次のとおりであります。

1. DIY用品 ……………木材、石材、建築資材、リフォーム、エクステリア、DIY、ワーキング、園芸、農業資材、植物、ペット、電材等
2. 家庭用品……………家庭用品、日用品、インテリア用品、収納用品、家電品等
3. カー用品・自転車・レジャー用品
……………カー用品、自転車、レジャー用品、飲料、文具、カウンター、灯油等
(カー用品専門店、自転車専門店を含む)
4. その他……………ピット工賃等店舗受取手数料、ダイソー等

2. 対処すべき課題

今後の経済につきましては、人口減少による市場規模の縮小や人手不足の深刻化、新型コロナウイルスの経済への影響など不透明な要素を含んだ状況で推移していくものと予想されます。このような状況のもと、当社は「暮らしもっと楽しく 快適な住まいづくりのお手伝い」をスローガンに掲げ、お客様満足度向上を実現するため、以下の重点課題に取り組んでまいります。

(1) 営業力の強化

業種、業態を越えた激しい競争の中、ホームセンター業界の寡占化の進行による淘汰、再編が進むことが予想されます。このような経営環境のもと、当社におきましては、地域のお客様に支持される品揃えとサービスを提供できる「地域一番店」を目指してまいります。また災害発生時には、必要な商品の確保と販売ができるよう、「地域のインフラ」としての責任を果たしてまいります。

営業対策におきましては大型店舗を中心に店舗改装による品揃えや設備の見直しを進め、店舗の活性化を図ってまいります。また、ホームセンターとしての当社の強みが出せるよう園芸用品、金物・資材・DIY用品の品揃えの再構築を進めてまいります。

サービス面におきましては、キャッシュレス決済の推進、セキチューカード・プロカードの会員獲得によるお客様の利便性向上を図ってまいります。

カー用品専門店におきましては、商品構成の見直しと作業レベル向上による安心・安全な車検、ピットサービスの強化を図ってまいります。

自転車専門店におきましては、地域に密着した品揃えと店舗オペレーションの再構築を行ってまいります。

インターネット通販事業におきましては、お客様の利便性向上のため、実店舗とオンライン店舗とが連動したサービスへの取り組みを推進し、成長分野における売上拡大を図ってまいります。

(2) 出店用地の確保および店舗施設の有効活用

計画的な新規出店を進めていくため、出店用地の選定と開発を積極的に行い、新規物件の確保に最善を尽くしてまいります。一方、更なる成長と収益力の向上を図るため、テナントへの賃貸も含めた商業集積施設として店舗施設を有効活用してまいります。

(3) 経営の効率化

継続的な成長を確固たるものにするため、店舗作業の軽減、本社業務の抜本的な見直しを行い、あらゆる業務の改善を行い、競争力の強化と経営の効率化を推進してまいります。

(4) 人材の育成

全員参加の強い企業づくりを目指した改善活動「QCサークル」により、現場の問題解決能力の向上と更なるお客様満足の実現を目指します。また長時間労働の是正、有給休暇取得の推進など、労働環境の改善にも積極的に取り組んでまいります。

(5) 新型コロナウイルス感染症の防止

社会的距離の確保、レジシールドの設置、店内換気、店内設備・買物カゴ・カート等の消毒、従業員の手洗い・消毒および出勤時の検温など、感染症の防止対策を徹底し、安心・安全な買物環境の実現を進めてまいります。

3. 設備投資および資金調達の状況

(1) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、総額8億3千8百万円であります。主なものは、店舗の空調・照明設備の取替更新、トイレの改修等による建物の取得、駐車場の舗装の取替更新による構築物の取得、店舗改装に伴う陳列什器等の工具、器具および備品等の取得であります。

(2) 資金調達の状況

設備投資の所要資金は、自己資金を充当いたしました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 67 期 (2018年 2 月期)	第 68 期 (2019年 2 月期)	第 69 期 (2020年 2 月期)	第 70 期 (2021年 2 月期)
営 業 収 益 (千円)	31,976,235	30,784,617	30,736,654	32,516,682
経 常 利 益 (千円)	393,527	414,084	545,133	1,023,566
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	180,770	△1,632,439	288,748	626,249
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	33.56	△303.09	53.61	116.27
総 資 産 (千円)	20,029,342	17,748,205	17,349,697	18,229,326
純 資 産 (千円)	11,411,579	9,599,924	9,731,679	10,342,178

(注) 1 「1 株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。

2 2018年 8 月 21 日付けで普通株式 2 株につき普通株式 1 株の割合で株式併合を行っております。第 67 期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

10. 主要な事業内容

当社の主要な事業、および販売部門と販売品目は次のとおりであります。

(1) ホームセンター事業

木材・石材・建築資材部門

……木材、木工品、石材、建築資材等

リフォーム・エクステリア部門

……住宅関連用品、住宅設備機器、給排水資材、水道用品、ハウス、物置、リフォーム事業等

D I Y・ワーキング部門

……金物、工具、塗料、接着剤、ワーキング等

園芸・農業資材部門

……農業資材、園芸用品、肥料、用土等

植 物 部 門……………野菜、植物、切花、種、球根等

ペット部門……………愛玩動物、ペット用品、ペットフード等

家電・電材部門……………家電品、電材等

家庭用品部門……………キッチン用品、バス・トイレ用品等

日用品部門……………ヘルス&ビューティー、そうじ用品、洗剤、消耗品等

インテリア・収納部門

……インテリア用品、寝具、内装材、収納用品等

カー用品部門……………タイヤ、オイル、バッテリー、車検、ピットサービス等

自 転 車 部 門……………自転車、自転車用品等

レジャー・飲料部門

……レジャー用品、スポーツ用品、酒類、飲料等

文具・カウンター部門

……文具、玩具、オフィス用品、カウンターサービス等

その他

……ダイソー商品、灯油、たばこ等

(2) 不動産賃貸事業

当社が保有・管理する不動産の賃貸、商業施設の企画・建設および運営管理

11. 主要な事業所

(1) 本 社 群馬県高崎市

(2) 店 舗

① ホームセンターセキチュー (24店舗)

都 県 名	店 舗 名
群 馬 県 (11店舗)	高崎店・高崎矢中店・前橋関根店・前橋駒形店・富岡店・安中店・大間々店・藤岡インター店・桐生南店・伊勢崎茂呂店・沼田恩田店
埼 玉 県 (7店舗)	花園インター店・上尾店・狭山北入曽店・熊谷小島店・川越南古谷店・東松山高坂店・せんげん台西店
栃 木 県 (2店舗)	鹿沼店・宇都宮駒生店
千 葉 県 (2店舗)	柏の葉十余二店・流山おおたかの森店
東 京 都 (1店舗)	鶴川店
長 野 県 (1店舗)	上田菅平インター店

② カー用品専門店オートウェイ (3店舗)

県 名	店 舗 名
群 馬 県 (3店舗)	高崎店・富岡バイパス店・大間々店

③ 自転車専門店サイクルワールド (3店舗)

都 県 名	店 舗 名
東 京 都 (2店舗)	新小岩店・南千住店
埼 玉 県 (1店舗)	戸田公園駅東口店

12. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	283 名	1 名	42.0 才	15.2 年
女 性	32	△5	33.7	9.9
合計または平均	315	△4	41.2	14.7

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員を含めておりません。
 なお、当期中の平均雇用人数（パート・アルバイトは8時間換算）は、嘱託社員58名、パート社員321名、アルバイト社員127名であります。

13. 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 群 馬 銀 行	116,636 千円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	70,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	46,682
株 式 会 社 足 利 銀 行	38,884

Ⅱ 株式に関する事項

1. 発行済株式の総数

5,586,150株

(自己株式 200,192株を含む。)

2. 単元株式数

100株

3. 株主数

672名

4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社サウス企画	2,507,500 ^株	46.56 [%]
セキチュウ一取引先持株会	827,800	15.37
アトム総業株式会社	285,160	5.29
株式会社しまむら	275,000	5.10
株式会社群馬銀行	198,800	3.69
関口礼子	167,103	3.10
関口忠弘	165,055	3.06
セキチュウ一従業員持株会	110,587	2.05
株式会社足利銀行	101,400	1.88
関口完	90,246	1.67

(注) 持株比率は、自己株式(200,192株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	関 口 忠 弘	有限会社サウス企画代表取締役社長
専 務 取 締 役	長 谷 川 義 仁	
取 締 役	土 田 一 聡	店舗運営担当兼商品担当
取 締 役	霜 鳥 守 雅	管理部長
取 締 役	釘 島 伸 博	弁護士法人 釘島総合法律事務所代表
常 勤 監 査 役	久 住 昌 和	
監 査 役	原 口 博	
監 査 役	小 松 原 卓	

- (注) 1. 取締役釘島伸博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役久住昌和、原口博および小松原卓の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役原口博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役久住昌和氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6 名	131,618千円
監 査 役	3	10,200
合 計	9	141,818

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 2. 上記のうち、社外役員（社外取締役・社外監査役）に対する報酬等の総額は4名13,800千円であります。
 3. 取締役の報酬限度額は、2015年5月13日開催の第64回定時株主総会において、年額250,000千円以内（使用人給与相当額を除く）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、1992年5月18日開催の第41回定時株主総会において、年額12,000千円以内と決議いただいております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役釘島伸博氏の兼職先である弁護士法人釘島総合法律事務所は当社と顧問契約を結んでおり、当事業年度において、当社は顧問弁護士報酬1,200千円を支払っておりますが、その他特別な利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
取 締 役	釘 島 伸 博	当事業年度開催の取締役会のすべて（13回）に出席し、主に法律の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	久 住 昌 和	当事業年度開催の取締役会のすべて（13回）と監査役会のすべて（13回）に出席し、主に危機管理の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	原 口 博	当事業年度開催の取締役会のすべて（13回）と監査役会のすべて（13回）に出席し、主に公認会計士の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	小松原 卓	当事業年度開催の取締役会のすべて（13回）と監査役会のすべて（13回）に出席し、主に経営的な見地ならびに金融分野の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。

IV 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

22,000千円

(2) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンス体制に係わる規程を整備し、法令および定款・社内規程を遵守するとともに、業務分掌の明確化と権限行使の適正化を図る。また、社外監査役を選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能を充実する。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄組織として本社および各店舗に対して監査を実施し、不正過誤の防止と業務の改善・指導および規程の充実・具体化に努める。

法的判断を要する案件については、速やかに顧問弁護士等に相談し、法令を逸脱しない体制を整備する。また、コンプライアンス体制を推進するために、内部通報制度を構築し、通報窓口を社内および社外に設置して匿名での通報を受けるとともに、通報者に対する不利益な取扱いの防止を保証する。

- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、文書種別に保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を整備し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合は、代表取締役指揮下に対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うことで、損失の拡大を防止する体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確保する。また、取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関する重要事項についての審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役を補助すべき使用人は配置していないが、監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置する。その際、補助業務にあたる使用人は、監査役の指示命令に従い職務を行う。また、当該使用人の任命・異動等を行う場合は、監査役に事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を受けるほか、稟議書等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に、その説明を求める。また、内部監査室から、定期的に内部監査状況を報告する。その他、監査役監査のために求められた報告事項について、速やかに対応する体制を整備する。

- (7) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の役員・使用人に対し、監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員・使用人に周知徹底する。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支払い等の処理を行う。

- (9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会規則に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは断固として対決し、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力から接触を受けたときは、ただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携し、組織的に対処する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断を企業行動基準に明記し、法令、社会的規範および企業倫理に反した事業活動は行わない。また、内部通報制度を適切に運用し、反社会的勢力の潜在的関与を排除する。

当社は、群馬県企業防衛対策協議会に加盟し、他所轄警察署および株主名簿管理人から関連情報を収集し、不測の事態に備えて最新の動向を把握するよう努める。また、これらの勢力に対する対応は、管理部が総括し、必要に応じて外部機関と連携して対処する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、上記方針に基づいた取り組みを行っており、内部統制システムの体制、運用状況に関して、監査役・内部監査室がモニタリングを行い、重要な不備がないか確認を行っております。

また、法令、経営環境の変化に対応して見直しを実施し、効果的な体制の整備、運用を行っております。

VI 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,719,595	流動負債	7,086,146
現金及び預金	1,882,292	買掛金	4,827,795
売掛金	704,449	1年以内返済予定の長期借入金	233,340
商品	5,696,829	未払金	1,146,192
貯蔵品	23,872	未払費用	143,680
前払費用	151,835	未払法人税等	250,590
その他	260,316	前受金	71,856
固定資産	9,509,730	預り金	25,216
有形固定資産	5,093,272	賞与引当金	75,546
建物	2,434,163	ポイント引当金	158,099
構築物	276,026	その他の	153,829
機械及び装置	45,064	固定負債	801,001
車両運搬具	14,132	長期借入金	38,862
工具、器具及び備品	360,507	役員退職慰労引当金	53,453
土地	1,936,111	資産除去債務	349,310
建設仮勘定	27,267	繰延税金負債	76,065
無形固定資産	203,825	その他の	283,310
借地権	134,911	負債合計	7,887,148
ソフトウェア	68,913	純資産の部	
投資その他の資産	4,212,632	株主資本	10,168,438
投資有価証券	453,727	資本金	2,921,525
長期前払費用	182,066	資本剰余金	3,558,349
差入保証金	3,187,357	資本準備金	3,558,349
繰延税金資産	369,903	利益剰余金	3,894,494
その他	23,337	利益準備金	272,952
貸倒引当金	△3,760	その他利益剰余金	3,621,542
資産合計	18,229,326	繰越利益剰余金	3,621,542
		自己株式	△205,931
		評価・換算差額等	173,740
		その他有価証券評価差額金	173,740
		純資産合計	10,342,178
		負債・純資産合計	18,229,326

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年2月21日から
2021年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		31,904,942
売 上 原 価		22,560,213
売 上 総 利 益		9,344,729
営 業 収 入		
不 動 産 賃 貸 収 入	611,740	611,740
営 業 総 利 益		9,956,469
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,967,201
営 業 利 益		989,268
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19,950	
受 取 配 当 金	9,206	
受 取 手 数 料	13,583	
受 取 保 険 金	4,773	
補 助 金 収 入	11,515	
雑 収 入	19,645	78,674
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,746	
固 定 資 産 除 却 損	32,137	
雑 損 失	9,492	44,376
経 常 利 益		1,023,566
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	35,503	
減 損 損 失	83,087	118,591
税 引 前 当 期 純 利 益		904,975
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	292,410	
法 人 税 等 調 整 額	△13,684	278,725
当 期 純 利 益		626,249

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年2月21日から
2021年2月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	2,921,525	3,558,349	272,952	3,103,011
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△107,719
当 期 純 利 益	—	—	—	626,249
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	518,530
当 期 末 残 高	2,921,525	3,558,349	272,952	3,621,542

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△205,931	9,649,907	81,772	81,772	9,731,679
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△107,719	—	—	△107,719
当 期 純 利 益	—	626,249	—	—	626,249
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	91,967	91,967	91,967
当 期 変 動 額 合 計	—	518,530	91,967	91,967	610,498
当 期 末 残 高	△205,931	10,168,438	173,740	173,740	10,342,178

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

商 品……………売価還元法による原価法

ただし、物流センターの商品については、移動平均法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………建物(建物附属設備を除く)

a 1998年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

b 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの
旧定額法

c 2007年4月1日以降に取得したもの
定額法

建物以外

a 2007年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

b 2007年4月1日以降に取得したもの
定率法

c 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～34年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年

(3) 長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、差入保証金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント引当金……………ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2015年5月13日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止したため、引当金計上額は、制度廃止日に在任している役員に対する廃止日における要支給額であります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	13,542千円
土 地	389,524千円
投 資 有 価 証 券	2,088千円
計	405,154千円

(2) 担保に係る債務

長 期 借 入 金	155,520千円
買 掛 金	86千円
計	155,606千円

7,525,908千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3. 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した
圧縮記帳額

建物	9,501千円
----	---------

〔損益計算書に関する注記〕

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
店 舗	建物、工具器具及び備品等	埼 玉 県
		群 馬 県
		東 京 都
		千 葉 県
		長 野 県
		栃 木 県

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各店舗及び賃貸不動産を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件を単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる資産グループについて減損を認識し、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（83,087千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

種 類	減 損 損 失
建 物	60,290千円
工 具 器 具 及 び 備 品	13,154千円
そ の 他	9,642千円
合 計	83,087千円

なお、減損損失を計上した資産の回収可能価額は正味売却価額及び使用価値により測定しており、正味売却価額は、不動産鑑定評価額(売却予定の資産については売却予定価額)又は固定資産税評価額等を合理的に調整した価額に基づき、使用価値は、将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストで割引いて算定しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,586,150	—	—	5,586,150

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	200,192	—	—	200,192

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 定時株主総会	普通株式	107,719	20.00	2020年 2月20日	2020年 5月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2021年5月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	215,438	40.00	2021年 2月20日	2021年 5月14日

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

該当事項はありません。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが顧客のクレジットカード決済による売上代金の未収入金であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

差入保証金は、主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、クレジット会社以外の顧客への売上債権が発生した場合には、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な顧客の信用状況を把握する体制をとっております。

差入保証金については、契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月20日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,882,292	1,882,292	—
(2) 売掛金	704,449	704,449	—
(3) 投資有価証券	448,087	448,087	—
(4) 差入保証金	3,187,357		
貸倒引当金(※)	△3,760		
	3,183,597	3,169,490	△14,107
資 産 計	6,218,427	6,204,319	△14,107
(1) 買掛金	4,827,795	4,827,795	—
(2) 未払金	1,146,192	1,146,192	—
(3) 未払法人税等	250,590	250,590	—
(4) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	272,202	269,643	△2,558
負 債 計	6,496,779	6,494,221	△2,558

(※) 差入保証金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に係る事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価と帳簿価額は近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

建設協力金及び敷金については、将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値によっております。

2. 非上場株式(5,640千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価と帳簿価額は近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合の想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	1,882,292	—	—	—
売掛金	704,449	—	—	—
差入保証金	455,207	599,397	1,365,344	767,407
合計	3,041,949	599,397	1,365,344	767,407

4. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
短期借入金	—	—	—	—	—
長期借入金	233,340	38,862	—	—	—
合計	233,340	38,862	—	—	—

〔資産除去債務に関する注記〕

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に、店舗用土地建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から賃借期間終了日までと見積り、割引率は当該使用見込期間に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	339,336千円
新規取得による増加	3,652千円
時の経過による調整額	6,321千円
資産除去債務の履行による減少額	—千円
見積りの変更による減少額	—千円
期末残高	349,310千円

〔賃貸等不動産に関する注記〕

当社は、群馬県その他の地域において、賃貸用の店舗(土地を含む)を有しております。2021年2月期の当該賃貸不動産に関する賃貸損益は243,537千円(賃貸収益は営業収入に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

賃貸不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額(千円)			決算日における時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
752,904	45,084	797,988	1,435,346

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 当事業年度の増減額は、主として新規テナント誘致等による資産の増加65,825千円と、減価償却費による減少14,710千円、減損損失による減少5,937千円であります。
 3. 時価の算定方法
 主として、固定資産税評価額等の指標に基づき算定した金額であります。

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

確定拠出年金掛金

54,657千円

合計

54,657千円

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、商品評価損の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

〔持分法損益に関する注記〕

該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有する会社	アトム総業(株)	(被所有) 直接 5.3	損害保険契約 代理業務 役員の兼任	損害保険料 等の支払	22,719	—	—

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. アトム総業(株)は、当社代表取締役社長関口忠弘の近親者が議決権の100%を直接所有しております。

取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 損害保険契約代理業務は、当社との間で建物及び商品等について損害保険契約の代理業務を行っており、保険料率その他の付保条件については、一般ユーザーと同様の条件となっております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1 株 当 たり 純 資 産 額

1,920円21銭

1 株 当 たり 当 期 純 利 益

116円27銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月1日

株式会社セキチュー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

長野事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤野 竜男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セキチューの2020年2月21日から2021年2月20日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年2月21日から2021年2月20日までの第70期事業年度の取締役会の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月6日

株式会社セキチュー監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 久住 昌 和 ㊟

監 査 役
(社外監査役) 原 口 博 ㊟

監 査 役
(社外監査役) 小松原 卓 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置づけ、経営基盤の強化と安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

第70期につきましては、ホームセンター創業45周年を迎えることができましたことから普通配当20円に記念配当10円、また増益による特別配当10円を加え、1株当たり40円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金40円

(うち、普通配当20円、記念配当10円、特別配当10円)

総額215,438,320円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月14日といたします。

以 上

株主総会会場ご案内

- 会 場 群馬県高崎市柳川町70番地
ホテルグランビュー高崎 3階あかぎ
- 交 通 J R高崎駅より徒歩18分
- 電 話 (027) 322-1111

